

一般社団法人横浜市工業会連合会
会長 榎本 英雄 様

横浜市長 林 文子



令和 2 年度横浜市予算に対する
産業振興に関する要望について (回答)

さきにご要望 (令和元年 10 月 23 日) のありましたことについて、次の
とおりお答えします。

【重点要望】

1 操業環境の改善

(1) 住工共生のためのものづくりへの理解の促進

都市化の進展によって、住宅とものづくり企業が混在する地域での
操業環境は、ますます厳しさを増しています。特に、元から所在する
中小ものづくり企業は、商業施設、共同住宅等の立地や用途地域の変
更により、近隣にマンション等の住居が立ち並ぶなど操業環境が悪化
しています。そのような中、地域の一員として共生していけるよう努
力を重ねつつ、操業を続け、近隣の雇用の受け皿となっている企業が
多数あります。

ア 今後も住工混在が進み、新住民が増えていく中、住工共生をさらに
進めるため、ものづくりの仕事内容やその重要性、雇用の場であるこ
とを地域に理解してもらい取組みへの支援をお願いしたい。

イ 住工共生を図っていくうえで、近隣に迷惑を及ぼさないよう環境に
配慮することも必要です。ついては、近隣環境対策の取組みへの支援
や騒音、振動、臭気などの操業環境整備に関する支援についても引き
続きお願いしたい。

ウ 技術の進歩により騒音や振動の低減化が図られた設備もあるため、
時代に合った配置基準等の規制の見直しを行うようお願いしたい。

【回答】

市内中小製造業が地域住民との相互理解を深め、共生関係を築くため
に行う取組を支援しています。

今後も、ものづくりの魅力を広く発信する取組を通じて、工業地域等

の操業環境の維持向上に取り組んでいきます。

また、「騒音規制法」及び「振動規制法」に係る特定施設の設置にあたっては、事業所の敷地の境界線での騒音や振動の大きさが規制基準に適合している必要があります。そのため、本市では事前に予測計算を行い、それぞれの規制基準に適合する位置に施設を設置するよう要請しています。

施設の配置には規制や基準はありませんが、前述の規制基準が遵守できるように引き続き事業者の皆様に対して、必要な助言や情報提供を行うなどの支援に努めていきます。

(2) 工場緑化に関わる負担の軽減

工場の緑化率は他用途の施設に比べ高い率となっており、個々の企業では様々な工夫をして対応しています。しかしながら、工場にとっては、施設の老朽化対策や耐震補強等を進めることが喫緊の課題となっています。

そのため、樹木割合の引下げ、壁面緑化を活用した基準の緩和、工場の屋上緑化や壁面緑化への支援、さらに整備後に毎年の負担となる維持管理経費への支援をお願いしたい。

【回答】

「工場立地法」における屋上・壁面等の重複緑地算入割合に関しては、「横浜市工場立地法市準則条例」で、法で定める最大限度である50%まで緩和を行っています。

本市の「緑の環境をつくり育てる条例」第9条に基づく緑化協議で工場等の場合は、敷地の外周部を中心に緑化施設の半分以上を量感のある樹木により設置していただければ、残りの緑化施設については芝等で計画することができます。

「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく緑化協議での壁面緑化に関する基準については引き続き検討していきます。

また、横浜みどり税を財源の一部とした「横浜みどりアップ計画」により、市民が実感できる緑や花をつくる取組を進めています。

この中で、法令等の基準以上の緑化を行う事業者等に対する助成を行っています。公開性のあるオープンスペースにおいて、地面や屋上、壁面などを緑化する場合、対象経費の1/2（上限1,000万円）を助成しています。

また、500平方メートル以上の建築物の敷地において、法令に定める基準以上の緑化を行い、10年間保全することに対し、建築物所有者の建築物敷地に対する固定資産税・都市計画税の軽減を行う建築物緑化保全契約制度や、事業者等が既存の工場緑地や空き地等を活用して公園のような広場や緑地空間を整備・管理する市民緑地認定制度もあります。

こうした取組により、引き続き、緑の創出・保全に取り組む市民・事業者の皆様を支援していきます。

2 販路拡大

(1) 企業のブランド力を高める取組みの推進及びPR

横浜型地域貢献企業だけでなく、横浜知財みらい企業、横浜グッドバランス賞認定企業、健康経営認証事業所等の横浜市の認定制度全体で連携をとり、総合的に信用力の高い企業としてPRし、横浜のものづくりのブランド力を高めていく取組みをお願いしたい。

特に地域貢献企業については、認定企業数も増えており認定を受けることで取引先への信用のみならず求職者や地域住民に対してもブランドとしてアピールできるよう、運営やPRに努めてほしい。

また、併せて申請の際の認定制度間の共通事項の簡素化等をお願いしたい。

【回答】

平成30年度から、市内中小企業向け求人サイトに「認定・認証企業別特集」を設け、横浜型地域貢献企業や横浜知財みらい企業、横浜健康経営認証企業、よこはまグッドバランス賞認定企業の求人情報を掲載し、求職者へのPRを行っています。

横浜型地域貢献企業については、今後も認定企業数をさらに拡大し、本制度を発展させていくため、経費の一部を認定企業の皆様に負担いただくことで、継続的に制度を運用できるよう、令和2年度に向けて検討を進めています。

このタイミングを捉えて、更なるメリットを感じていただけるよう、従来の取組に加え、認定企業が地元住民にしっかりと認知される取組を強化します。

具体的には、市民の皆様がスマートフォン等で身近な地域貢献企業を確認できる「地域貢献企業マップ」などウェブサイト上での広報のほか、各区における行事・イベントの中でパネル等を用いたPRを行うなど、区局が連携した地元へのPRを強化していきます。

なお、横浜型地域貢献企業認定制度については、よこはまグッドバランス賞認定及び横浜健康経営認証クラスAAA取得を「雇用」に関する評価項目としており、制度間の連携や申請に係る手続きの簡素化を図っています。

(2) 公共事業発注の際に地元経済の活性化につながる発注の仕組みの検討

公共事業等の地元企業への発注につきましては、市内中小企業限定入札等により受注機会の増大にご尽力いただいているところですが、次の事項についても考慮しつつ、引き続き、受注機会の確保に向けての取組みを進めていただくようお願いしたい。

ア 地域貢献企業に認定されている市内企業への優先発注

【回答】

優秀な工事成績を収めた事業者や、災害対応に協力的な事業者、地域貢献活動を積極的に行っている事業者等を入札において優遇することで、工事品質のほか、意欲・意識の向上が期待できることから、本市では、横浜型地域貢献企業のほか、優良工事表彰事業者、災害協力事業者等に対して、インセンティブ発注を実施しています。インセンティブ発注は、登録事業者数、発注件数が多い格付工種の工事を対象に、インセンティブの対象とならない事業者の入札参加機会も確保のうえ、3割程度となるよう実施しています。

イ 地元優先の実を上げるための「地元地区優先の指名競争入札」の実施

【回答】

本市工事においては、入札における公正性・透明性・競争性の確保を目的として、履行能力と意欲のある事業者が自由に参加できる一般競争入札を全面的に導入しており、指名競争入札は特に専門性の高い工事等に限定的に行っています。なお、土木、舗装等の下位ランク工事については、地元区を中心とした行政区区分で発注を行っています。

ウ J V発注工事における構成員参加条件の緩和（業種J Vの実施）

【回答】

本市では、国が示す「共同企業体の在り方」に則り、原則、技術力の結集、リスクの分散が必要とされる大型の工事の発注に際して、技術力結集型J Vを採用しています。各構成員の施工実績についても、発注する工事の内容に応じ、当該工事の履行を確保するために必要な最小限の条件を求めています。

エ 発注時期の平準化

公共事業発注時期が年度末や年度初めに集中し、また単年度工事が多い傾向にあり、工事期間が集中し配置技術者の確保に困難をきたします。特に人材不足が顕著な中小企業において、配置技術者の確保のためにも、発注時期の平準化、単年度工事から多年度工事への移行などについてさらに検討をお願いしたい。

【回答】

発注・施工時期の平準化のための対応として、①「早期の発注」の推進、②設計や積算のスケジュールの調整による「発注時期の分散」、③4月、5月、及び6月の閑散期対策として、債務負担行為等の「年度を跨ぐ工事の発注」の3点について、バランスを考えながら推進しています。

オ 適正価格での下請けの受注

昨今の経済環境から資材の高騰、特に建設関係の資材や人材不足

に伴う人件費の高騰は異常とも言えます。こうした状況から横浜市が発注する案件も入札が不調に終わるケースも多く、社会経済状況を敏感に反映した入札条件の設定をしていただくようお願いしたい。

【回答】

今後も、社会情勢を見極めながら入札参加条件を弾力的に設定していきます。また、受注したすべての事業者に対して、「本市発注工事の適正な施工について」という文書を配布し、適正な価格による下請契約の締結をお願いしています。

カ 下請けいじめ防止の対策

横浜市発注案件の入札にあたっては、市当局の努力により改善の傾向が見られますが、消費税増税の適正な転嫁と併せて、価格や支払い方法など適正におこなうよう指導の強化をお願いしたい。

【回答】

本市発注工事については、受注したすべての事業者に対して、適正な賃金や法定福利費などを適切に反映した下請け契約の締結などについて配慮するよう求めています。

3 人材確保・育成

(1) 人材確保のための仕組みづくり

現在実施している民間就職情報サイトを活用し、地元で働きたい人、地方から横浜へUターンして働きたい人などをターゲットに、効果的にPR等を実施し、地元の学生が、より多く市内中小企業へ就労するよう支援をお願いしたい。

【回答】

民間企業と連携した求人サイトは、掲載企業数が250社を超え、求人応募者数も170人を超えるなど、着実に充実してきています。求人サイトをより一層活用し、市内中小企業で働く魅力を求職者に伝えていけるよう、企業へのヒアリング等を通じて、優れた技術などの強みを発見し、ウェブサイト等を活用して、学生も含めて幅広く発信していきます。

また、市内大学等と連携し、市内中小企業へのインターンシップ受入支援を引き続き実施し、地元学生へ市内中小企業の魅力をPRしていきます。

(2) 多様な人材活用のための職場環境の整備

中小企業における人材不足は顕著であり、多様な働き方を創出することにより、新たな制度で門戸の広がった外国人だけでなく、女性や高齢者にとって、中小企業が魅力のある職場となり、意欲のある人材を活用することができると考えられます。このため、多様な働き方の

普及、地域の人材活用、職場環境改善のための設備改修など多様な働き方を推進するための支援をお願いしたい。

また、外国人の雇用は中小企業にも増加しつつあり、中期的に見ても企業の外国人雇用のニーズは一層高まると予想されます。

については、外国人の採用から雇用における諸課題への対応に向けた以下のような支援態勢を検討いただきたい。

- ア 企業が外国人採用に関する相談窓口の設置
- イ 企業における雇用問題（採用後のトラブルなど）相談窓口設置
- ウ 外国人採用機関の紹介他
- エ 外国人労働者問題派生の際の通訳の無料紹介
- オ その他外国人労働問題に係る事項

一方で、既に外国人を雇用したり、する予定の企業もあります。採用後のキャリアアップについて日本人と異なる感覚をもっている外国人に対してのキャリアアップの支援もお願いしたい。

【回答】

市内の求職者のための総合案内窓口「横浜市就職サポートセンター」では、若年者や再就職を目指す女性、ミドルエイジ及びシニア、外国人など多様な人材の活躍に向けて、あらゆる方を対象とした様々な就労支援に取り組んでいます。

その他市内中小企業等での多様で柔軟な働き方の創出支援や市内で働く勤労者の福祉向上のための取組を推進するため、令和2年度は関係機関と連携したセミナーの実施等を通じて、普及・啓発を図ります。

また、「横浜しごと支援センター」での労働相談により、外国人を含む市民の労働に対する相談等に対応している他、労働法制をまとめたワーキングガイドにより、労働法制の周知を行っています。

外国人採用企業の事例紹介等、市内中小企業向けのセミナーを開催し、市内中小企業への外国人受入支援を実施していきます。

一方、女性の活躍に向けた啓発セミナーや専門家派遣を通じて多様な働き方の普及に努めていきます。また、就業規則の改定や従業員に向けた研修の実施、女性専用設備等の設置、テレワーク導入等、柔軟な働き方への環境整備に必要な費用の一部を助成することで、中小企業が多様な人材の確保・定着につなげるための支援を実施していきます。

(3) ものづくりの楽しさのPR

ア 横浜市の経済がものづくり産業によって支えられてきたことから、ものづくりの仕事内容やその大切さ、また雇用の場となることを地域に理解してもらう取組みを各区で実施していただきたい。

イ 将来の担い手の確保のためには、小中学生にものづくりの楽しさを知ってもらうための働きかけが必要だと考えます。そのためには、まず初めに、教員へものづくりについて知ってもらう働きかけをお

願いたい。

また、Aozora Factoryなどの「地域やものづくりへの思い」や未来を担う若者に向けたメッセージなどを紹介する地域の取組に対し、横浜市の全面的なご協力をいただくとともに、全市的に中小ものづくり企業の魅力発信ができるPR事業を行っていただけるよう要望します。

【回答】

令和元年度は、「世界コマ大戦 2020」や小学生を対象とした「子どもコマ大戦」、「神奈川県高校生コマ大戦」を実施し、強いコマ作りへの探求を通じて、ものづくりの楽しさを伝えるとともに、地元ものづくり企業の技術者や他校との交流を通じ、将来のキャリア・進路を思い描く機会を提供しました。今後もコマを通じて、学生等が中小製造業の技術力やものづくりの楽しさを体感する機会を創出していきます。

また、小学生等を対象に、町工場を中心とした製造業の職人によって製作されたプロダクトを体験できる技術展示やワークショップなどで構成される「まち工場ものづくりイベント（仮称）」を初開催します。さらに、地域工業会と区局が連携して地域で開催する「オープンファクトリー」などを通して、中小企業の魅力を発信し、ものづくりの楽しさや大切さを地域に伝え、将来のものづくり人材の育成につなげていきます。

教育委員会では、小学校教員や中学校技術・家庭科教員向けの研修を実施しています。

内容については、学習指導要領に基づき、教員のニーズも踏まえて検討し、決定しています。

4 ものづくりの活性化のための支援

(1) 競争力を高めるためのIoT導入支援

今、市場は、ビッグデータを活用したマーケットの開発やAI、IoTの活用による生産性の向上や業務の効率化が急速に進められています。

中小企業においても、今後さらに必要になると考えられますが、「IoTは難しい」との声もあるため、中小企業が導入可能な、AI、IoTだけにとどまらない、省力化・自動化を含めた事例紹介や中小企業事業者への情報提供・指導、また専門家の派遣等各種の支援をお願いしたい。

また、IoTを導入するにあたって、IoTを担当する人材の育成についても支援をお願いしたい。

【回答】

市内中小企業のIoT導入に向けて、「公益財団法人横浜企業経営支援財団」ではIT・IoT導入相談事業により、IoTの専門家を企業の皆様へ派遣し、業務改善や効率化の提案、IoT受け入れ体制のサポートなど、導

入に関するお悩み全般に対する支援を行います。また、IoT 活用の事例紹介として、中小企業の導入現場の視察会やセミナー等で導入企業に登壇いただくなど、市内中小企業へ身近な導入事例にふれる機会を提供しています。

今後も企業の皆様が気軽にご利用いただけるよう、事業の周知に取り組んでいきます。

(2) B C P の作成支援

大規模な自然災害により中小企業の事業継続を妨げる重大な被害が生じることも多くなっており、横浜市でも台風 15 号により、多くの中小企業が事業の継続が危ぶまれる被害を受けたところではあります。

国は、中小企業の災害対応力を高めることが必要だとして中小企業強靱化法を令和元年 7 月から施行し、中小企業の事業継続計画 (B C P) の策定を一層推進しようとしています。

横浜市としても、これまでに実際に B C P を策定した中小企業が依然として少ないという現状を踏まえ、国の制度と連動させながらよりわかり易く、平易に取り組める B C P 策定支援の充実強化をお願いしたい。

【回答】

「公益財団法人横浜企業経営支援財団」では、ワンストップ経営相談窓口において、B C P 策定についての無料相談を行っているほか、実際に策定を希望する企業には、経営コンサルティング事業において、B C P 策定の専門家を派遣し、具体的な策定を支援しています。

これに加え、令和元年の法改正により国が創設した「事業継続力強化計画」認定制度を、市内中小企業の防災・減災対策の第一歩として活用いただけるよう、国と連携して推進していきます。

具体的には、国の普及啓発等に加え、本市としてもセミナー等の開催や専門家派遣による策定支援に取り組み、市内中小企業の計画認定、B C P 策定、災害対応力の強化に繋げていきます。

【一般要望】

1 操業環境の改善

(1) ものづくり産業の操業環境の向上と工業系地域の維持

工業系地域であっても、工場の跡地に住宅など他用途の施設が立地することにより、中小ものづくり企業の操業の継続が難しくなる例が多く見受けられます。

このような中小ものづくり企業の衰退が懸念される事態を回避し、良好な操業環境を確保するため、地域の実情に合わせて、バランスの取れた地域活性化に取り組んでいただきたい。

ついては、以下のような対応をお願いしたい。

ア 工業系地域の土地取引、共同住宅建設に関する届出・指導については、実効性のある指導の強化をお願いしたい。

【回答】

工業集積地域において大規模な土地取引が発生する場合、事前に届出を求め、売主に対して工業系土地利用を促すことで、産業集積が維持されるように誘導していきます。

また、関係局が連携し、地域の実情に応じたまちづくり手法の活用について検討を進めていきます。

共同住宅建設に関しては、工業系地域の操業環境を保全するため、工業地域及び準工業地域における共同住宅の建築計画を提出した建築主に対して、周辺工場との良好な関係を築くための指導を行っています。建築主に対する強制力はありませんが、実効性のある指導となるよう、引き続き、地域工業会と協力しながら対応していきます。

イ 工場跡地は再び工場として利用されるような企業誘致、市内移転等による新たな工場建設に対する支援及び各種助成制度の充実に努めるようお願いしたい。

【回答】

工業集積地域において、助成金の交付等を講ずることで、新たな企業立地等の促進・市内移転等の支援を行っています。

ウ 地域内での棲み分けも含めた移転用地の確保及び移転の支援など対応策の強化をお願いしたい。

【回答】

工業系未利用地等における企業立地の促進及び工業系土地利用の継続を図るため、市内で立地場所を探している企業と工業系未利用地、空き工場等の物件所有者とのマッチングを行っています。

2 都市計画・建築・環境・道路

(1) 容積率の緩和

市内での事業継続のためには、老朽化した施設の建替えが差し迫った課題となっています。

容積率の緩和により、所在する場所での建替え等が難しかった工場等の建替えが進むことで、経済の活性化だけでなく環境対策の向上も図られると考えられます。

については、横浜市におけるものづくり産業の空洞化を避けるためにも、容積率の緩和をお願いしたい。

【回答】

市街化区域においては、容積率の緩和を認める制度としては、「市街地環境設計制度」があります。

本制度では、まちづくりの方針等に合致し、市街地環境の整備向上に資すると認められる建築物について、一定の要件を満たすことを条件に、容積率や高さの制限等を緩和することができます。

一方で、市街化調整区域は市街化を抑制する区域として定められたもので、原則建築物を建築することができません。しかしながら、都市計画法上、例外的に建替えが可能な場合には、都市計画審議会の議を経て告示した平成15年横浜市告示第456号に基づき、建築物の容積率の上限が規定されます。市街化調整区域における、一般の区域では原則80%、幹線道路の沿道区域については200%となります。

(2) 金沢産業団地内の公園や歩道等の緑地（樹木等の剪定・伐採）整備

同団地内の公園は、従業員や地域住民等の憩いの場であるため、安全・安心して集えることが重要です。現状では、樹木・雑草が生い茂る状態となっていたり、バイク・自転車の違法駐輪やゴミの不法投棄もあります。

そこで、公園・歩道の環境整備をお願いするとともに、安全・安心な操業環境、市民の集える環境の提供・充実に向け支援をお願いしたい。

【回答】

公園や緑地を安心・安全にお使いいただけるよう、剪定や清掃を実施していきます。

違法駐輪に関しては、巡回の際に駐輪禁止の貼紙をするなどの対策を行っています。不法投棄物については、利用者のマナー向上のために注意喚起の看板を設置しました。

金沢産業団地内の港湾管理者が管理する公園、道路及び緑地以外の市道等については、金沢土木事務所がパトロール等で状況を監察し、必要に応じて樹木の剪定や伐採を行い、また、地元の横浜金沢産業連絡協議会並びに金沢警察署等と連携し、不法投棄物の回収や放置自転車・バイクの移動を行っています。

(3) 金沢産業団地における夜間の犯罪を防止し、従業員の安全を図る防犯灯の整備

日本有数の規模を誇る金沢産業団地では、現在、地域の操業環境を刷新すべく「LINKAI 横浜金沢」の名のもとに、「働く魅力のある団地」の実現が、地元の総意となっています。

企業の従業員が気持ちよく安心して勤務できる環境づくりが大切ですが、当産業団地内には、退社時に暗い夜道を歩かなければならない箇所があり、日没後に帰宅する者にとっては、精神的な苦痛や大きな不安感を伴います。周辺企業からは、防犯灯の設置が強く求められています。

防犯灯は、操業環境を護るうえで欠かせない要件であり、産業団地の環境改善として整備をお願いしたい。

【回答】

「LED防犯灯設置維持管理事業」については、「よこはま安全・安心プラン」にある「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本としつつも、自治会町内会活動の負担となっていた自主設置や修繕を市が担うことで、地域防犯の活動主体として大きな役割を果たす自治会町内会を支援することを目的としています。

このため、「横浜市防犯灯設置基準」においては、住宅地における夜間の地域住民の歩行の安全確保と、犯罪の防止を図るため、公衆の用に供する場所に設置することや、自治会町内会が設置申請を行うことを定めています。

このような趣旨から、本事業においては自治会町内会からのご要望のみを対象としており、他の団体や個人の方から屋外照明の設置のご相談があった場合は、自費による設置管理や、必要に応じて関係区局・団体等の相談先をご案内しています。

(4) 道路整備

ア 圏央道：釜利谷 JCT～藤沢 IC 間の早期開通

圏央道の整備が進み、釜利谷 JCT～藤沢 IC 間の開通予定は、2020 年度とされていましたが、今後の工事を進めるうえでの課題が生じ、開通時期を見通すことは困難とのことです。

藤沢から海老名方面への交通路は、東名、中央道への利用も考慮すると大切なルートになりますので、少しでも早く開通するよう努力をお願いしたい。

【回答】

横浜環状南線、横浜湘南道路については開通時期が見直され、それぞれ令和 7 年度、令和 6 年度となりました。本市としては、工事が円滑に進むよう、事業者である国土交通省及び東日本高速道路株式会社と連携し、事業推進に取り組みます。

イ 鳥浜工業団地周辺の道路等の整備

令和元年9月にブランチ横浜南部市場（横浜南部市場）、令和2年4月には三井アウトレットパーク横浜ベイサイド（白帆）が開業予定となっています。また幸浦1丁目の三菱重工跡地に物流施設の建設が予定されています。

幹線道路についても、横浜環状南線の整備が進められ、国道357号線の八景島から横須賀市への南下延伸についても期待をしているところです。

こうした施設の建設や道路網の整備に伴い、近郊及び他府県から金沢臨海部への物流及び新商業施設への来客の車両が増加し、交通渋滞が起きることも予想されます。

については、鳥浜工業団地を挟んだ2つの新しい商業・にぎわい施設を往来する車両の円滑な交通及び人々の交通安全、並びに工業団地の操業環境（交通）を確保する必要があります。

そこで、以下の道路等の整備をお願いしたい。

- (ア) 南部市場から鳥浜交差点に至る国道357号線の車線の整備による「賑わい地区」への車両交通の円滑化

【回答】

国道357号の金沢区鳥浜町区間の車線の整備による車両交通の円滑化に関するご要望については、引き続き道路管理者である国土交通省にお伝えします。

- (イ) 鳥浜交差点を流れる南台川側に蓋をすることでの道路拡幅による車線の整備

【回答】

隣接する南台川については、維持管理の観点から上部の空間を確保する必要があるため、蓋をしての車線整備は困難です。

- (ウ) 国道357号線から鳥浜町へ入る道路の2車線化による幸浦方面への右折車線と三井アウトレットパークへの車両との分離による交差点での滞留車両の減少

【回答】

国道357号線から鳥浜町へ入る道路の2車線化は道路区域幅から現状では困難です。

- (エ) 横浜環状南線完成時の三井アウトレットパーク方向からの鳥浜交差点左折専用車線の増設及び国道16号線への直進車両と右折車両との分離

【回答】

当該道路では、過去に道路幅員構成の見直しによる車線の増設や分離を行いました。現状の道路幅ではこれ以上の車線の増設、分離は困難

です。

- (オ) 2つの商業エリア間を来街者、特に交通弱者が安全に移動できるように国道357号線拡張工事に合わせた遊歩道等(高架歩道)の設置

【回答】

国道357号の金沢区鳥浜町区間の拡張工事に合わせた遊歩道等(高架歩道)の設置に関するご要望については、道路管理者である国土交通省にお伝えします。

3 販路拡大

(1) 展示会・商談会

横浜の企業が東京や地方の展示会に出展する際に、横浜のものづくり産業を横浜ブランドとして対外的にアピールできるような団体出展等の支援、自治体間の連携やネットワークを活用した出展支援などをお願いしたい。

【回答】

「ものづくり魅力発信助成金」は、横浜市内の二者以上の中小製造業で実施する新製品の開発・販路開拓等を行う事業の活動経費を助成しています。本市主催又は共催以外の展示会、見本市、商談会等への出展費用も助成の対象としており、企業間の連携を促進し、市内中小製造業の競争力強化に寄与する取組を支援しています。

(2) ものづくり企業が受注する機会の増加

受発注商談会等の受発注マッチングは、多くの企業が一同に参加して、企業同士がフェイストゥフェイスで商談できる重要な機会です。市内大企業の参加促進、サービス業等他の業種とのマッチング機会の提供など販路拡大のための取組みが効果的に実施されるよう支援をお願いしたい。

【回答】

受発注商談会の開催に際しては、共同主催者である貴団体と連携し、より多くの大手企業に発注側企業として参加いただけるよう努めていきます。

(3) 受注開拓が効果的に進められる施策の推進

それぞれの業態で優れた技術を持つ中小のものづくり企業が会員にありますが、これからはますます横の連携が必要になるものと考えます。

受注企業が連携して、切削・板金、焼入れ・塗装、更には特殊加工といった一連の業態を引き受け、発注・受注相互が設計段階から全工

程を見て協議することで効率化、品質の向上が図られます。

引き続き、このような動きが広がるよう、様々な取組みにおける支援をお願いしたい。

【回答】

技術知識や営業経験の豊富な横浜ものづくりコーディネーターが中小企業等を訪問し、企業が持つ優れた技術・製品や課題等を把握するなかで、他の企業や大学等の最適なビジネスパートナーを紹介し、企業間の技術連携を支援しています。引き続き企業間でのこうした連携が進むように取組を進めていきます。

(4) 中小企業と大企業との連携

公共事業の発注に関係しない多くのものづくり事業者にとっては、大企業等の発注者から受注することが販路拡大には必要です。大企業からの受注機会が増加するよう、横浜への企業誘致の施策等と合わせて、大企業への積極的な働きかけをお願いしたい。

【回答】

大手企業との取引拡大に向け、受発注商談会の開催に際しては、共同主催者である貴団体と連携し、より多くの大手企業に発注側企業として参加いただけるよう努めていきます。

さらに、「横浜ものづくりコーディネート事業」により、誘致企業や大手企業とのマッチング機会の充実を図っていきます。

また、I・TOP・LIPのプラットフォームを活用して、大手を含めた様々な企業・団体との交流の機会を提供していきます。

「企業立地促進条例」で認定した企業に対しては、認定時に建設や事業活動にあたって市内企業への発注や雇用の拡大を経営層へ直接要請しています。また、認定後も企業訪問時などの機会を捉えて要請を行っています。

4 人材確保及び人材育成の支援

(1) ものづくりの楽しさのPR

人材確保・育成は企業の責任において行うところですが、ものづくりのイメージ向上など中小企業単独ではやりきれないことも多々あります。

特に広く住民の方などにもものづくりの楽しさを知ってもらうとともに、中小企業が担っている役割を理解し、工場に対する旧来のイメージを払拭するような機会は重要です。そうした取組みが、将来、学生に市内中小ものづくり企業へ目を向けてもらうことに繋がると考えます。

ついては、次のような、ものづくりについて啓発する取組みをお願いしたい。

ア 上瀬谷通信施設の跡地利用（ものづくりの体験）

上瀬谷通信基地の跡地利用に関して、新聞記事の段階ですが、土地利用案の検討が進められているとのこと。この土地利用案に基づき、地元企業ものづくり産業の活性化を図るため、「観光・賑わいゾーン」への施設の誘致にあたっては、横浜のPRの場所を設け、そこで是非、ものづくりを体験できるコーナーとして「ものづくりテーマパーク」建設も考えていただきたい。

また、上記事業の開発から完成まで、地元企業に優先的に発注していただきたい。

【回答】

旧上瀬谷通信施設の土地利用については、「米軍施設返還跡地利用指針」の四つの方向性や全市的・広域的な課題を解決するなどの方向性に基づき、農業振興と都市的土地利用による郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指して、土地利用の検討を進めています。

令和元年12月には「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画(素案)」を公表し、その後市民意見募集を行い、令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定しました。

その土地利用基本計画の中にある「観光・賑わいゾーン」については、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点を形成することとしています。具体的な計画は決まっていますが、テーマパーク及びホテルや商業施設といった複合的な集客施設を想定しています。今後、まちづくり協議会において土地利用を具体化する中で、活性化に寄与する施設内容を検討していくこととなります。

イ 地域産業の歴史を知ると共に新たな産業としての可能性の模索する取組み

横浜に開港間もないころから根付いた文化（産業）“スカーフ”については、港南区でも大岡川を中心に捺染業者が多く存在し、国内外へ製品を出荷されていましたが、その存在さえも忘れられようとしています。

そこで、“ハンカチ”や“スカーフ”の「デザイン」や「染色」を体験する教室を開催し、地域産業の歴史やその面白さを知るとともに、将来的には若手の感性を生かしたデザインの募集やその製品化・販売など、新たな産業としての可能性を模索する取組みをお願いしたい。

【回答】

工業技術支援センターでは、所蔵する横浜スカーフを活用したアーカイブ資料の閲覧や図柄データの提供等のデザイン支援を実施しています。

これまでもシルクセンターにおいて、大学が主催するイベントで横浜スカーフを展示していただいたり、市内企業が製造するお菓子のパッケ

ージデザインに採用される等活用していただいています。

工業技術支援センター以外の施設でもアーカイブ資料を閲覧できるような仕組みを構築し、利用者の利便性向上に向けた取組を進める等、今後も横浜スカーフの一層の周知に取り組んでいきます。

ウ テクニカルショウヨコハマでのものづくり産業の啓発について

テクニカルショウヨコハマは、商談会としての側面から、事業者向けに平日に開催をしています。より幅広い層の来場者の獲得や、「地元の学生に地場企業を紹介する場を提供する」という教育の面からも、土日の開催について検討をお願いしたい。

また、テクニカルショウの土日開催に併せて、ものづくり体験教室を併設することで、ものづくりへの興味・理解を醸成する取組をお願いしたい。

【回答】

テクニカルショウヨコハマの開催日・出展内容については、出展者側の意向等を踏まえ検討していきます。

エ 学校・企業など地域が一体となった人材育成の実現

少子高齢化による担い手不足や高校生の大企業志向により、中小企業の人材不足は慢性化しています。

高校生の職業意識の醸成、中小企業への理解促進につなげるためには、学校での座学と企業での実習を組み合わせる新教育システム「専門高校等における『日本版デュアルシステム』推進事業」※の普及が求められます。各地域の工業会などが受入先の開拓やコーディネート役を担えるような市独自の助成事業の実施を要望します。

「デュアルシステム」による長期現場実習は、体験先企業に就職することを前提としない「職場体験」（インターンシップ）とは異なり、職場での実習を「就業訓練」とし、就業訓練修了後、生徒と企業が双方で合意すれば、生徒が訓練先企業にそのまま就職することが可能となります。また、デュアルシステムを活用することで企業は即戦力の採用が可能となるだけでなく、生徒側と企業側の雇用のミスマッチを未然に防止することもできるようになります。※平成16～19年度に国のモデル事業として、学校での座学と企業での実習を組み合わせる新教育システム「専門高校等における『日本版デュアルシステム』推進事業」が行われましたが、受入れ先の不足などの課題があり、まだ全国実施には至っておりません。

近隣では「神奈川県立磯子工業高校」が「磯子工業高校版デュアルシステム」として独自の取組を行っているようです。

【回答】

進路ガイダンスや職業理解講座などを通して、生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を推進しています。多様化するニーズに対応できるものづくりの技術は重要であり、生徒の興味・関心を高める取組を、地域や企業の協力を得ながら進めています。

また、神奈川県は、県立高校（専門教育を主とする学科）では、現在、工業・農業・水産などの分野でデュアルシステムを取り入れている学校があります。

神奈川県教育委員会では、「産業教育審議会中間まとめ*」を踏まえ、現在、実践的な職業教育の実施に向けて、デュアルシステムについての方策や活用方法などを検討していると伺っています。

今後は、中小企業との関わり方などについて、貴団体や神奈川県と調整していきます。

*「地域等との共同における実践的な職業教育及び看護・福祉に関する学科のあり方」中間まとめ（令和元年12月6日）

オ ものづくり教育への助成について（「見せる工場」化実現のための支援）

地域の一員として地域で共生する活動としての工場見学会に取り組む事業所に対して、「見せる工場」化を実現するために必要な環境改善等に関して、専門家による支援等（相談、企画・立案、助成）をお願いしたい。

【回答】

「ものづくり魅力発信助成金」はものづくりに対する理解促進や魅力向上、児童・生徒を対象とした将来のものづくり人材の育成にかかる取組に対して助成しています。「見せる工場」化を実現するために必要な環境改善等に関して、専門家の支援を受けるための経費についても助成対象としています。

(2) 中小企業人材不足への対応

中小企業の人材不足は、国全体の景気回復基調による労働需要の増加により、特に近年厳しさを増しており、労働力の確保が企業における重要な課題の一つとなっています。

これまで、人材の確保や育成については、支援をいただいておりますが、引き続き中小企業の実態を把握しながら対応いただくとともに、次の事項への支援をお願いしたい。

ア 中小ものづくり企業でのインターン受入に関わるPR等

【回答】

市内の求職者のための総合案内窓口「横浜市就職サポートセンター」では、若年者及び再就職を目指す女性を対象としたインターンシッププログラムを実施しており、専任の企業開拓員がインターンの受入れ企業

の開拓を行う際に、当事業のPRを行っています。

イ 就職合同説明会へのブース出展への補助や横浜市主催の就職合同説明会の拡充

【回答】

本市と神奈川県労働局・ハローワークと共催で、市内企業等を中心とした合同就職面接会を開催しています。実施にあたっては、参加者のご意見を参考に今後も引き続き求職者と企業の採用担当者との面談の場を提供していきます。

ウ 市内の大学との交流促進支援（市内の大学と企業の交流会の開催、中小企業の特徴・優れた点を認識してもらう取り組み）

【回答】

市内大学等と連携して、市内中小企業へのインターンシップ受入支援を引き続き実施し、地元学生へ市内中小企業の魅力をPRしていきます。さらに、市内中小企業向けの求人サイトについて、市内中小企業で働く魅力を求職者に伝えていくため、企業へのヒアリング等を通じて、優れた技術などの強みを発見し、ウェブサイト等を活用して、大学も含めて幅広く発信していきます。

(3) 高校新卒者の就職活動における「一人一社制」の慣行の見直し・撤廃

高校新卒者の就職活動において、1人の生徒が応募できる企業を一定期間1社に制限する、いわゆる「一人一社制」は、自治体、経済団体、学校、労働局等による「都道府県高等学校就職問題検討会議」による申し合わせを踏まえて決定されており、秋田県、沖縄県では当初より複数社の応募を認めているなど、その実態は地域ごとに異なります。

企業側にとっては自社への応募に際して単願を求めることで計画的、効率的な採用選考が可能となり、生徒側にとっても進路指導担当者が主導し高校推薦の形をとることで、卒業時まで確実に内定を確保できるなどのメリットがあります。

一方、生徒が複数の応募先を比較検討しないまま就職してしまうため、応募先の会社の理解や自身の適性を十分に理解できず、会社とのミスマッチによる早期離職につながる恐れがあるというデメリットが指摘されています。

各方面からの声を受け、令和元年から厚生労働省・文部科学省や経済団体、学校関係者による「高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム」において「一人一社制」の慣行が課題のひとつに挙げられており、その見直しが図られているところであります。

以上のことから、横浜市においても国に先駆け「一人一社制」の慣

行の見直し・撤廃に向けた議論を行っていただくことを要望します。

【回答】

高等学校においては就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行い、望ましい勤労観、職業観の育成を図っています。就職活動においても、生徒一人ひとりの興味・関心や適性を踏まえ、希望する進路実現が図れるよう、引き続き関係機関と連携していきます。

(4) 保育所関連

これからますます女性が社会で活躍する機会が増えてくると思われますが、子育て世代の就労者にとり保育所問題は大きな課題となっています。保育所の整備による待機児童の解消はもちろんのこと、病児保育の充実など働きやすい環境づくりをお願いしたい。

また、民間による保育所等の設置を推進するために、施設の建築主への支援や病児保育所への医療者配置への支援をお願いしたい。

【回答】

本市では、病気又は病気の回復期にあり他の児童との集団生活が困難な児童を対象として、就労などの理由により、保護者が保育できない場合に利用できる病児保育事業を、医療機関への委託により、令和2年3月末現在22か所で実施しています。また、病気の回復期にあり他の児童との集団生活が困難な児童を対象とした病後児保育事業についても、保育所への委託により、4か所で実施しています。

本市としては、病児保育事業を身近な場所をご利用いただけるよう、「横浜市中期4か年計画」や「子ども・子育て支援事業計画」において、各区1か所及びニーズの高い区については複数か所を整備し、令和3年度までに29か所とすることを目標に拡充に努めているところです。

病児・病後児保育室の医療者配置について、病児・病後児保育事業実施施設の開所時間中の職員配置基準は、看護師等（保健師・助産師・看護師・准看護師）及び保育士を配置することと、利用者2人に対して職員1人を配置することが基準となっています。

看護師は開所時間を通して配置することとしており、必要な経費を委託料としてお支払いしています。

(5) 社員教育・キャリア形成への支援

人手不足の中、高額な費用を投じて人材確保に努める企業もあり、確保した社員を辞めさせないことも重要です。

社員の定着を図り、勤労意欲を高めるためには、入社後の社員教育・キャリア形成が重要であり、社内研修への講師派遣や人事評価システムの導入に取り組む企業に対する専門家による支援、福利厚生制度充実や労働環境改善のための支援をお願いしたい。

【回答】

多様な人材の確保・定着に向けて、就業規則の改定や従業員に向けた

研修の実施、女性専用設備等の設置、テレワーク導入等、柔軟な働き方への環境整備に必要な費用の一部を助成する「職場環境向上支援助成金」事業を実施しています。

市内中小企業等での多様で柔軟な働き方の創出支援や市内で働く勤労者の福祉向上のための取組を推進するため、令和2年度は関係機関と連携したセミナーの実施等を通じて、普及・啓発を図ります。

また、従業員300人以下の市内中小事業所を対象として、「横浜市勤労者福祉共済（ハマふれんど）事業」を実施しています。当事業を通じて企業の福利厚生の実現を図るための支援に取り組んでいます。

さらに、従業員の健康保持・増進の取組を経営的な視点から戦略的に実践する「健康経営」の普及啓発を行い、職場への定着・離職防止対策や労働生産性向上の支援をしています。

(6) 企業単位での健康づくり事業への参加、及びメンタルヘルス対策への支援

社員のメンタルヘルス及びハラスメント対応などの精神的ケア、並びに教育をするための外部講師及びカウンセラーなどの派遣料の助成等、メンタルヘルス対策を企業が共同して進める場合も含め、心の健康づくりのための支援をお願いしたい。

また、中小企業は、社員の数が少ないために年齢構成に偏在がみられたり、第三者的な助言者・相談相手となる人がいないなど、職場への定着・離職防止対策が社内だけでは不十分な側面があります。そのために、若い社員を定着させるための制度として、社外メンター制度の設置などによる相談・助言の実施や若い社員同士の交流の機会を設けるなど定着・離職防止対策の支援をお願いしたい。

【回答】

こころの健康づくりに関する取組として、令和元年度は、市民への啓発を目的に、こころと体からのサインに気づき、セルフケアしていく必要性とそのポイントをまとめたリーフレット等を作成中です。今後、健康経営推進の取組を通して、企業に対し広く周知を図ります。また、企業のメンタルヘルス対策に関しては、支援対象となる企業を神奈川県産業保健総合支援センターにつなぐ等、外部組織と連携して支援していきます。

「横浜しごと支援センター」では、様々な労働相談に応じるとともに、各種労働実務セミナーを開催しています。

その他、本市では、市内中小企業等での多様で柔軟な働き方の創出支援や市内で働く勤労者の福祉向上のための取組を実施しています。令和2年度は関係機関と連携したセミナーの実施等を通じて、普及・啓発を図ります。

また、市内事業所の健康経営の推進に取り組んでおり、企業集積地に設置した健康経営支援拠点において、メンタルヘルスを含む各種セミナ

一を開催し、市内事業所の健康経営を支援しています。市内事業所の健康経営の取組度合いに応じて認証する「横浜健康経営認証」制度を設け、認証事業所は産業カウンセラー等の訪問支援によるメンタルヘルスセミナーを受講できる等のメリットにより、健康経営の推進による離職防止、採用力向上等を図っています。

(7) 技術者育成への支援

社員が高齢化し技術の継承にも不安があります。技能の継承、後継者の育成のために行われているマイスター制度について、ものづくり企業においても、高度な技能を有する技能者が多数存在するため、マイスター制度の対象職種として拡大をしていただきました。

今後、表彰等の広報の充実やマイスター在籍会社への優先発注などを通じて、ものづくり企業におけるマイスター制度の定着を図るようお願いしたい。

また、社員の技術承継のため技能検定の受検料の補助を実施していただいておりますが、加えて、社員が外部で行われる技能研修に参加する経費の支援についてもお願いしたい。

【回答】

本市が行う「横浜マイスター事業」では、手作業により又は工程の一部に手作業で制御する機械を用いてもものづくり又はサービス提供を行い、技能の習得に経験と研鑽を要する職種から、市民の生活・文化に寄与する優れた技能職者を「横浜マイスター」として選定し、後継者の育成・確保や貴重な技能の継承を図っています。

今後も、厚生労働省が創設した「ものづくりマイスター制度」などとも連携しつつ、技能継承、後継者育成の支援に力を入れていきます。

また、「技術者育成事業」として、ものづくり企業の礎となる人材の育成、社内技術力の向上、技術承継を推進するため、従業員への技能検定資格取得の受験料の支援を行っています。外部で行われる技能研修については、研修項目、効果測定の方法等費用対効果等を貴団体と検証しながら検討していきます。

5 ものづくり活性化に対する支援

(1) 事業承継支援の充実強化

中小企業における後継者問題は深刻で、企業が事業承継か、廃業かといった難しい判断を迫られる状況も多数見受けられます。

こうした横浜市における状況について後継者実態調査を行い、状況を明らかにするとともに、事業承継へのサポートだけではなく、経営支援の一環として幅広い専門家を活用し、1企業に対し、1人の担当者がトータルで支援するような相談からマッチングまでの一元的支援をお願いしたい。

【回答】

市内の現状として、事業を引き継ぐ相手または候補者が決まっていな
い中小企業が5割近くおり、後継者の不在も含め、深刻な問題と捉えて
います。現状の体制では、ご要望の1企業1担当制は困難ですが、「公益
財団法人横浜企業経営支援財団」による事業承継専門相談窓口を設置し、
経営支援の経験やノウハウを有する財団を主体とする支援体制の強化を
行っており、企業へのトータルな支援に向けて取り組んでいきます。

また、相談対応、訪問支援、金融機関等と連携した啓発セミナーの開
催、事業承継に取り組む際の費用の一部助成、後継者や後継者候補に向
けた育成講座の開催、インターネットを利用したM&Aマッチングサイ
トによる後継者不在企業への選択肢の提供など、引き続き、企業の段階
や状況に応じた支援を行っていきます。

(2) 中小企業支援制度

ア 中小規模事業者の省エネ行動推進に向けた取組みに対する支援
制度の新設

横浜市環境創造局は、今年度「中小規模事業者の省エネ行動推進
に向けた支援」について検討しており、「横浜市温暖化対策実行計画」
における、脱温暖化対策を中小企業にも波及させることを目的とし
ています。

具体的取組みとして、事業所が省エネを実施する場合には助成
制度も新設してセットで行なうことで、企業の省エネと市の脱炭素
化に向けた対応との、取組みの効果も現れると考えます。そこで、
省エネ行動実施に対する助成制度の新設をお願いしたい。

【回答】

事業所の省エネ行動実施に関連する助成制度として「横浜市中企業
設備投資等助成金（先端設備導入型）」が既に存在するため、助成制度の
新設は予定していません。なお、同助成金のうち省エネルギー型の区分
では、従来の設備等と比較して、同一の効果又は成果を得る上で、二酸
化炭素排出量の削減が見込まれる設備等の導入を助成の対象としていま
す。

イ 経済局の実施する中小企業支援制度

横浜市は、令和元年をピークに人口減少に転じると予測されてい
ます。人口の減少は、横浜市の歳入予算にも影響があると考えられ
るので、各種施策について、実効性を検証しスクラップアンドビル
ドして、効果の高い支援制度とするとともに、施策周知への一層の
工夫と申請手続きの簡素化をお願いしたい。

【回答】

各種施策については、毎年、事業計画を行う際に、手続きの簡素化も
踏まえて見直しを行い、社会の情勢に合った制度を検討しています。

引き続き、「横浜市中心企業振興基本条例」の取組サイクル（①取組方針の策定、②予算・事業執行、③市会への取組状況報告、④次年度予算策定）に沿って、企業のニーズに合わせた支援に取り組んでいきます。

また、情報が届きづらい小規模事業者を中心に、企業を訪問して各種施策を紹介していくなど、周知を図っていきます。

「公益財団法人横浜企業経営支援財団」では、ワンストップ経営相談に加え、企業現場への個別訪問や、区役所等との連携による地域別相談会の開催、小規模事業者に特化した出張相談支援チームによる対応など、市内中小企業の皆様に必要な情報が届けられるよう工夫しながら、企業の課題やニーズの掘り起こしと、課題解決に繋がるきめ細かな支援を実施していきます。

今後も企業に寄り添ったご支援ができるよう検討していきます。

ウ 横浜市工業会連合会及び地域工業会の事業支援・育成強化（中小企業の活性化に資する事業への支援）

中小企業は、日本のものづくり産業の基盤を長年培ってきた技術で支えるとともに、地域に密着し市民雇用を創出する重要な役割を担ってきましたが、横浜市における製造業は昭和63年をピークに、減少し続けています。

これは、国際的分業の進展や大手企業を頂点とする企業間ネットワークの転換など、時代の変化によるものと考えられますが、市内の中小企業を活性化するためには、企業間の連携や交流を活発にすることが重要です。そのため、これに取り組む横浜市工業会連合会への事業補助を継続していただきたい。また、基礎的な組織である地域工業会の会員企業が減少する中、十分な自主財源を得られないため、研修会や勉強会などの中小企業を活性化するための事業経費の支援をお願いしたい。

【回答】

貴団体は、本市の工業振興策の推進を積極的に担い、市内工業の活性化に寄与しています。引き続き、産業と経済を発展させるため、貴団体と調整しながら、支援していきます。また、事業経費の内容については、貴団体と調整しながら検討していきます。

6 その他

(1) PCB設備処理に向けた、中小企業設備廃棄に対する上乗せ助成制度新設

PCB特別措置法に基づき、工場などにあるPCB設備の廃棄を電気設備は令和4年、照明器具は令和5年までに処分することになっています。中小企業事業者が処分する場合は、軽減処置（概ね70%軽減処置）もありますが、特に、工場の設備などは処分費用も掛かること

からPCB設備処理に対する上乘せの助成制度の新設をお願いしたい。

【回答】

中小企業事業者向けのPCB処理に関する助成制度については、現在、「独立行政法人環境再生保全機構」が運営する「PCB廃棄物処理基金及び国からの国庫補助金」による軽減制度が設けられています。また、以前は、早期にPCB廃棄物の情報を登録した事業者向けの上乗せの割引制度も併用されてきました。

本市としては、PCB廃棄物の期限内処理に向け、引き続き必要な情報提供等を進めていくとともに、国に対して中小企業等への負担軽減措置の拡充を提案・要望していきます。

(2) 中小企業向け建物の耐震診断、耐震工事や災害用備蓄品に対する補助・融資制度の創設

横浜市では、個人の木造住宅に対する耐震診断士の派遣や耐震改修の補助を行っておりますが、併せて、産業振興のための設備投資が効果的に進められるよう、中小企業の建物に対する耐震診断や耐震工事(エアコンなど設備を含む)に関する補助や融資の支援制度の創設をお願いしたい。

また、災害用備蓄品について、中小企業には地域住民用として全社員の1割増しの備蓄が推奨されておりますが、備蓄を推進するためにも、当備蓄に対する中小企業への補助等の支援をお願いしたい。

【回答】

本市では、大規模地震から市民の生命・財産を守ること及び建物の倒壊防止による重要道路の緊急車両等の通行確保を目的として、民間建築物における耐震化への補助金支援制度を実施しています。

具体的には、「3階以上かつ延床面積1,000平方メートル以上」の事務所や工場等の「多数の者が利用する建築物」や、「緊急交通路等の防災上重要な道路の沿道建築物で高さが一定以上のもの」を対象に、耐震診断・改修設計・改修工事等に係る費用を補助しています。

また、小規模事業者が業務改善または生産性向上に向けた設備を導入する場合に使用できる「小規模事業者設備投資助成金」を創設しています。耐震設備の導入においても、導入により業務改善または生産性向上が見込める設備であれば対象となり、設備投資に係る費用の1/2、最大10万円まで助成しています。

融資においては、産業振興のための設備投資が効果的に進められるよう、制度融資において、最長の融資期間で保証料助成を行う「設備投資おうえん資金」を創設しています。

令和2年度は「防災・減災サポート資金」を創設し、防災・減災の事前対策に取り組む中小企業の資金調達を支援していきます。

また、発災時に来社中の顧客や取引先の方などが事業所にいた際に、

帰宅困難者となることが予想されます。これらの方々が帰宅困難者とならないようにするために、従業員数に加え10%程度多くの備蓄をお願いしています。このような事情や自助・共助の観点から、引き続き事業者の皆様による備蓄のご協力をお願いします。

この旨ご了承いただき、貴連合会の皆様によろしくお伝えください。

